

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		道路占用の許可
根拠条例・規則名		道路法
条 項		第 3 2 条第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合 はその理由)	<p>事務審査は次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1) 申請に係る場所が管轄区域内であること。</p> <p>(2) 記載事項が適切であること。</p> <p>(3) 許可することができる物件であり、かつ種別別占用の基準で特定されている工作物等であること。</p> <p>(4) 道路法施行令第 8 条の道路の構造又は交通の支障を及ぼす虞のない軽易なものに該当しないこと。</p> <p>(5) 占用の場所が道路法施行令第 10 条から第 13 条まで及び種別別基準に適合していること。</p> <p>技術審査は次に掲げる事項について行う。</p> <p>(1) 道路法施行令第 14 条から第 15 条の 2 まで及び種別別基準に適合していること。</p> <p>(2) 舗装道路の掘削抑制期間内でないこと。</p> <p>(3) その他道路構造基準等に適合していること。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 未設定の場合 はその理由)	2 週間以内とする。(土曜日、日曜日、祭日、年末年始は除く。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		